

香川労働局発表
平成 27 年 11 月 26 日

担 当	香川労働局労働基準部賃金室
	室長 藤井浩蔵
	室長補佐 秋友高廣
	電話 087-811-8919
	夜間 087-811-8926
http://kagawa-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/	

香川県特定（産業別）最低賃金の改正決定（発効）について — 2～16 円の引上げ —

平成 27 年度香川県特定（産業別）最低賃金について、香川労働局長（局長 藤永芳樹）が下表のとおり改正決定し、官報に掲載して公示を行い（別紙参照）、発効することとなった。

同最低賃金の改正については、本年 10 月 15 日までに香川地方最低賃金審議会（会長 松浦明治 弁護士）より香川労働局長あて答申され、同答申内容に基づき従来の最低賃金額を引き上げることとしたものである。

特定最低賃金は、県内の下表に示す産業で働く基幹的労働者に適用されるもので、本年 10 月 1 日から発効している地域別の香川県最低賃金（時間額 719 円）を上回る金額となっている。

香川労働局においては、今後、香川県内の地方公共団体や使用者団体・労働者団体等を通じて、改定後の最低賃金額の周知を図るとともに、事業場に対する監督指導等により最低賃金の履行確保に万全を期すこととしている。

県内の特定最低賃金適用労働者数は約 16,500 人である。

最低賃金件名	最低賃金額	引上げ	効力発生日
	時間額		
冷凍調理食品製造業最低賃金	750円	2円 (0.27%)	平成27年12月15日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	850円	14円 (1.67%)	平成27年12月15日
船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	860円	16円 (1.90%)	平成27年12月16日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	805円	15円 (1.90%)	平成27年12月15日

特定最低賃金が適用除外される労働者

○冷凍調理食品製造業最低賃金

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は雑役の業務
 - ロ 手作業による原料の前処理の業務
 - ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

○香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

○香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

○香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

最低賃金制度の概要

1 最低賃金制度とは

国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度をいう。

使用者が最低賃金額より低い賃金を支払ったときは、また、仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意のうえで定めても、それは無効とされ、最低賃金額と同じ定めをしたものとみなされる。

2 最低賃金の種類と適用

最低賃金は、産業や職種にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば一般機械器具製造業、冷凍調理食品製造業など特定の産業で働く基幹的労働者に適用される「特定最低賃金」の二本立てになっている。

香川県の場合、「地域別最低賃金」である（香川県最低賃金 時間額 719 円）に対し、より高い「特定最低賃金」として

- ・ 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金
- ・ 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
- ・ 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・ 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

の4件が設定されている。

3 最低賃金の決定等

(1) 最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分参考にしながら審議が行われ、

- ① 労働者の生計費
- ② 類似の労働者の賃金
- ③ 通常の仕事の賃金支払能力

の3要素を考慮して決定又は改正されることとなっており、①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

(2) 最低賃金審議会は、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれており、都道府県別に適用される最低賃金は、各地方最低賃金審議会の審議により、決定又は改正することとなっている。

なお、「特定最低賃金」の決定・改正等は、「地域別最低賃金」と異なり、関係労使の申出を経ることを要件とし、決定・改正等の必要性の有無が審議される。審議の結果、「必要性有り」の答申が得られた後、局長から諮問が行われ、最低賃金専門部会が設置されて、「特定最低賃金」の決定・改正等が行われる。

(3) 香川地方最低賃金審議会は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員各5名の合計15名で構成される。

(4) 特定最低賃金の専門部会は、特定最低賃金の決定又は改正の決定について、地方最低賃金審議会が労働局長から調査審議を求められた時に設置される部会であり、任務終了後には廃止される。

公労使各側3名の合計9名で組織され、労使各側3名のうち少なくとも2名は、当該産業に直接関係する労使から選任されることになっている。